

八街市水道事業公営企業会計システム導入事業
公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

この実施要綱（以下「本要綱」という。）は、八街市水道事業（以下「本市」という。）が発注する「八街市水道事業公営企業会計システム導入事業（以下「本業務」という。）において、公営企業会計システム（以下「本システム」という。）を導入するにあたり、適切なデータ移行を実施するとともに事業の適正かつ合理的・効率的及び機能・操作性に優れた会計システムを導入し、職員の負荷軽減を実現することを目的とする。

なお、本業務では本市の厳しい財政状況を考慮し、経費抑制に努めた上で、公営企業での導入実績がある高い信頼性を求め、またシステム機能や支援体制等を総合的に評価し、最も合致した受託事業者を選定するために公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

この要綱は、「八街市水道事業公営企業会計システム導入事業に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

八街市水道事業公営企業会計システム導入事業

(2) 業務委託の範囲

本業務の委託範囲は次に掲げるものとし、詳細については、別添の「八街市水道事業公営企業会計システム導入事業基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）のとおり、本市と受注予定者との協議により定めるものとする。

ア 公営企業会計システム構築導入業務

イ データ移行業務

ウ システム導入支援業務

エ システム賃貸借(利用)及び保守業務

オ 職員向けシステム操作研修及び操作マニュアル作成業務

カ ハードウェア、その他、システム及びネットワークの構築、機器類の設置に関する一切の業務

(3) 履行期間

ア データ移行作業等

契約日の翌日～令和3年3月31日

イ 公営企業会計システム賃貸借(利用)保守等

令和3年4月1日～令和8年3月31日

(4) 委託契約の上限額

総額 金23,008,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ア データ移行作業費用

令和2年度予算（3,300,000円）

イ 公営企業会計システム賃貸借(利用)保守等

令和3年度～令和7年度債務負担行為設定額（19,708,000円）

※この額は提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。ただし、提案額はこの額を超えてはならない。

3 事務局

八街市 水道課 (担当：業務班)

所在地：〒289-1106 千葉県八街市榎戸415番地

電話：043-443-0677 (直通)

FAX：043-443-0462

E-mail：suido@city.yachimata.lg.jp

4 参加資格要件

本業務の公募に参加することができる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす法人とする。

なお、参加資格の基準日は、参加申込書の提出日とするが、参加資格の確認の日から審査結果の決定の日までの間に当該要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

- (1) 八街市入札参加業者適格者名簿の申請業種「委託」・営業種目「情報処理」・取扱品目種「システム開発・ソフトウェア開発」に記載されている者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けた者を含む。）でないこと。
- (4) 本要綱の公表日から本業務の契約締結日までのいずれの日においても、八街市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置、又は八街市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年告示第100号）に基づく指名除外措置を受けていない者、並びに八街市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）に基づく暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団密接関係者と認められる者でないこと。
- (5) 本要綱の公表日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していない者。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（JISQ27001若しくはISO/IEC27001）、又はプライバシーマーク（JISQ15001）の認証を取得していること。
- (7) 平成27年度以降に、給水人口が5万人以上の地方公共団体が経営する水道事業体において、元請として公営企業会計システムの導入実績があること。
- (8) 障害時等に迅速かつ十分なサポートができる体制が整えられており、特にシステム（ソフトウェア及びハードウェア一式）の保守を担当する者が、使用場所まで概ね1日以内で到着し、作業を行うことができること。
- (9) 提案するシステムが、責任を持って導入及び保守ができる自社開発製品を提案できること。
- (10) 提案するシステムが、地方公共団体情報システム機構における総合行政ネットワーク（以下、「LGWAN」）を利用したクラウド型システム（以下、「LGWAN-ASP」）

であること。また、参加申込の時点でシステムは総合行政ネットワークにおけるLGWAN-ASPアプリケーション及びコンテンツサービスとして登録されており、水道事業体に公営会計システムでの導入実績があること。

5 プロポーザル日程（予定）

（1）募集開始

令和2年12月 3日（木） ※本市ホームページに掲載

（2）質問書の受付期間

令和2年12月 3日（木）～ 令和2年12月14日（月）午後5時

（3）質問の回答

令和2年12月21日（月） ※本市ホームページに掲載

（4）参加申込書・企画提案書等の提出期限（一次審査）

令和2年12月 3日（木）～ 令和2年12月28日（月）午後5時

（5）一次審査結果通知

令和3年 1月14日（木）

（6）二次審査（プレゼンテーション）

令和3年 1月21日（木）（予定）

（7）二次審査（最終）結果通知

令和3年 1月26日（火）（予定）

（8）契約交渉

令和3年 2月上旬

（9）契約締結

令和3年 2月上旬

（10）業務開始

令和3年 2月中旬

6 質問書の受付及び回答

（1）質問書の提出方法

ア 電子メール又はFAXとし、質問書（様式1）により質問ができるものとする。提出する質問書には法人の商号又は名称、担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを併記することとし、送信後に電話で受信を確認すること。なお、質問書を電子メールで送信する場合は、タイトルを「八街市水道事業公営企業会計システム導入 プロポーザル 質問書」とすること。

イ 質問書の受付期間は、令和2年12月14日（月）まで（午後5時必着）とする。

（2）質問書の回答

質問についての回答をとりまとめ、令和2年12月21日（月）午後5時までに、本市ホームページに掲載する。なお、質問者の名称等については非公表とする。

（3）受付場所

上記3の事務局とする。

7 参加申込み

(1) 本要綱、基本仕様書、各種様式等の配付期間及び入手方法

ア 配付期間

令和2年12月 3日(木)から令和2年12月28日(月)まで

イ 入手方法

本市ホームページよりダウンロードすること

(2) 提出書類

ア 参加申込

(ア) 公募型プロポーザル参加申込書 (様式2)

(イ) 会社概要書 (様式3)

(ウ) システム導入実績記載書 (様式4)

(エ) 業務実施体制 (様式5)

イ 企画提案書等

(オ) 企画提案書 (様式6)

(カ) システム仕様回答書 (様式7)

(キ) 出力帳票回答書 (様式8)

(ク) 見積及び見積明細書①(データ移行作業費用) (任意様式)

(ケ) 見積及び見積明細書②(システム賃貸借(利用)保守等)
(任意様式)

(コ) 追加提案書 (様式9)

(サ) 二次審査出席者報告書 (様式10)

(シ) その他の添付資料

(ス) 返信用封筒(長3封筒に送付先を明記の上、切手を貼付すること)

※(オ)～(サ)は、「八街市水道事業公営企業会計システム導入事業企画提案書作成要領」に沿って作成すること。

※提出書類における用紙の大きさは、日本工業規格A4版とすること。

※上記サを除く提出書類は、各書類毎にインデックスを付すこと。また、フラットファイルA4-S(青)で順番に綴じ、ファイルの表紙と背表紙にそれぞれ業務名と法人の名称を記載すること。

(3) 提出部数

ア 参加申込 (カタカナは上記(2)のもの)

(ア)～(エ) 正本1部(代表者印押印のもの)、返信用封筒

イ 企画提案書等

(オ)、(カ)、(キ)、(コ)、(サ)、(シ) 正本1部(代表者印押印のもの)、副本7部(複写可)

(ク)、(ケ)、 正本1部、副本1部

企画提案書等の電子データ形式(CD-R形式)

(4) 受付期間

令和2年 12月 3日(木)～令和2年12月28日(月)

※土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

(5) 受付場所

上記3の事務局とする。

(6) 提出方法

直接持参による。(郵送、電子メール、FAX等による提出は受け付けない。)

(7) 留意事項

ア 提出書類の提出後における書類の追加、修正及び再提出は原則として認めない。ただし、本市が追加資料の提出を求めた場合はこの限りでなく、当該追加資料の提出期限は、本市の指定した日限りとする。

イ 提出書類「見積及び見積明細書①(データ移行作業費用)」及び「見積及び見積明細書②(システム賃貸借(利用)保守等)」は、消費税及び地方消費税を含み作成し、見積明細の添付をすること。なお、各見積書は業務名が「八街市水道事業公営企業会計システム導入事業(データ移行作業費用)」及び「八街市水道事業公営企業会計システム導入事業(公営企業会計システム賃貸借(利用)保守等)」、宛てが「八街市水道事業 八街市長 北村 新司」とし、提出日、法人の所在地、名称及び代表者名を記入の上、会社印及び代表者印を押印すること。

ウ 提出書類「見積及び見積明細書②(システム賃貸借(利用)保守等)」には、「システム仕様回答書」(様式7)及び「出力帳票回答書」(様式8)においてカスタマイズとした要件の改修費用を含めたものとし、その内訳が明確にわかるように作成すること。

エ 提出書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提案者側が負担するものとする。

オ 上記7(2)の提出書類等は返却しないものとする。提出書類は、本業務の受注予定者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等の著作権に関する主張は認めない。ただし、これを提出した者に無断で二次的な使用はしないものとする。(八街市公文書公開条例(平成12年条例第1号)の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合を除く。)

8 無効となる参加申込書又は企画提案書等

参加申込書又は企画提案書等が、次に該当する場合は無効とする。

- (1) 上記4の参加資格を有していない者。
- (2) 提出期間(期限)、提出場所、提出方法に適合しない場合。
- (3) 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しない場合。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (6) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (7) 1者につき2件以上の提案をした場合。

9 審査方法

参加申込書・企画提案書等に添付された提出書類に基づく一次審査と、プレゼンテーションを含めた総合審査の二段階方式で実施する。

10 一次審査

参加申込書・企画提案書等に添付された提出書類について、事務局による審査を実施する。

- (1) 「八街市水道事業公営企業会計システム導入事業に係る評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づき書類審査を行う。参加者が多数の場合は、高い評価を得た提案者を3者選考する。
- (2) 参加資格の要件を満たさない者は無効とする。

11 一次審査結果通知

一次審査の結果については、参加申込書を提出したすべての者に対して、文書にて通知する。なお、審査結果についての質問、異議申し立ては一切受け付けない。

12 二次審査(プレゼンテーション)

一次審査にて選考された提案者に対し、プレゼンテーションにより審査を行う。プレゼンテーションの詳細は、一次審査にて選考された提案者に通知する。

(1) 実施予定日

令和3年1月21日(木) 予定

(2) 実施場所

八街市役所内 第1庁舎 3階第1会議室(予定)

(3) 実施方法

- ア プレゼンテーションの実施順は、参加申し込み等を受け付けた順とする。
- イ 出席者は一の提案あたり3名を上限とし、プレゼンテーションは構築作業の管理者となる予定の者、又は担当者となる予定の者が行うこと。
- ウ プレゼンテーションは企画提案書の内容によるものとし、電子機器を使用する際のプレゼンテーションも可とするが、必要となる機材(パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク等)は、提案者が用意するものとする。
- エ プレゼンテーションの時間は、一提案者あたり50分以内とする。なお、時間配分の目安は、準備5分、説明30分、質疑応答10分、片付け5分とする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。
- オ 上の質疑応答について、操作質問があった場合、提案システムを使用する際のデモンストレーションにより回答するものとする。
- カ 他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することは認めない。
- キ プレゼンテーションには、「八街水道事業公営企業会計システム導入事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)の選定委員のほかに、水道課職員(以下「職員」という。)も同席することができ、かつ質問もできることとする。質疑については、各提案者による説明後、選定委員又は同席した職員により質問し、その場で口頭などにより回答することとする。
- ク プレゼンテーションに要する一切の費用は、提案者側が負担するものとする。
- ケ プレゼンテーションを辞退するときは、参加辞退届(様式12)を提出すること。以後、本件辞退による不利益な扱いはしない。

13 二次審査の方法

- (1) 二次審査は、評価基準に基づき評価、採点し、一次審査と二次審査の合計点数が選定委員会の最も高い提案者を受注予定者とする。
- (2) 二次審査の結果については、二次審査に参加したすべての提案者に対して通知するものとする。なお、二次審査の結果に対する質問、異議申立ては一切受け付けない。
- (3) 参加者が1者の場合であっても二次審査は実施することとし、すべての評価項目の60%以上の点数を獲得した場合は、受注予定者とする。

14 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格とする。

- (1) プレゼンテーション時に構築作業の管理者となる予定の者、又は担当者となる予定の者のいずれもが出席しなかった場合。
- (2) プレゼンテーション時に、追加資料を提出した場合。
- (3) その他選定委員会が不適格と認めた場合。

15 契約手続

- (1) 企画提案書、プレゼンテーションの内容に基づき、本市と審査により選定された受注予定者が契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結する。ただし、本市と受注予定者との協議の結果、両者が合意に至らず不調となった場合若しくは受注予定者が参加資格を満たさなくなり契約ができなくなった場合は、本市は他の提案者のうち評価点が上位の者から順に協議を行い、当該協議において双方が合意したとき、その者と随意契約により契約を締結する。
- (2) 上の協議において、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために、本市業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (3) 提案書の内容は仕様書に反映するが、必要に応じて変更、追加又は削除を行うことがある。
- (4) 本業務の処理は、原則として第三者に委託することはできない。なお、本業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、契約内容協議の際に再委託承諾申請書(様式11)を提出し、本市の承認を得ることとする。

16 支払方法

- (1) データ移行費用
完了検査後一括払い
- (2) 公営企業会計システム賃貸借(利用)保守等
令和3年4月分から令和8年3月分まで60ヶ月の毎月均等払い